

びわ湖の素のまち、米原ならではの彩りある暮らしを応援します！

米原市新幹線通勤者定期券等補助金



この補助金は、滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅を活用した本市への移住定住を促進することを目的としています。

| | |
|------------|--|
| 補助 対象者 | <ul style="list-style-type: none">○令和4年4月1日以降に本市に転入し、または転入しようとする者で、 転入前1年間において米原市に住所がないこと。○申請者または同居する配偶者が40歳未満、または同一世帯に中学生以下の子がいること。○米原市に継続して5年以上居住する意思があること。○申請日において以下の住宅に居住し、または申請日から1年以内に居住を予定していること。<ul style="list-style-type: none">・申請者が自己の居住の用に供する住宅・申請者または配偶者の2親等以内の親族名義の住宅○新幹線定期券または新幹線乗車券を購入し、米原駅発着の新幹線を利用して通勤している、 または通勤する予定であること。○市税等の滞納がないこと。○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |
| 補助金額 | <p>【新幹線通勤補助】</p> <ul style="list-style-type: none">○（新幹線定期券等代一勤務先から支給される通勤手当）×1/2○月額20,000円を上限に補助 <p>【駐車場利用補助】</p> <ul style="list-style-type: none">○新幹線通勤に際して、醒ヶ井駅、近江長岡駅、柏原駅、坂田駅を利用している場合、 駐車場料金 月額2,000円を上限に補助 <p>【新幹線通勤者住宅新築補助】</p> <ul style="list-style-type: none">○交付申請日以降に本市に住宅を新築し、交付申請日が属する 年度内に引渡しを受ける場合、300,000円を補助 |
| 交付対象 期間 | 交付申請日の属する月から起算して24月を限度 |
| 申請期限 | ○補助対象者の要件を満たした日から3月以内 ※ただし、申請年度に申請できる期間の終期は当該年度の末日 |



〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市まち整備部経済振興局シティセールス課 TEL:0749-53-5140 FAX:0749-53-5139

その他の関連する補助制度

サテライトオフィス等開設支援補助金

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 市が指定する市内の空き物件（補助対象施設）を活用し、テレワークによる働く環境や機能を有するサテライトオフィス等を開設する事業 |
| 補助条件 | ○5年以上継続して事業所の事業を行うこと。 ○従業員とその同居家族を含む2人以上の本市への移住を伴うこと。 ○市内に、支社等を有していないこと。 ○県外から、支社の移転または新設を行うこと。 ○補助対象施設の所有者または運営者でないこと。 |
| 補助金額 | ○サテライトオフィス等の開設に必要な設備への補助：100万円限度（補助率10/10） ○サテライトオフィス進出企業等への支援金：100万円 |

米原市移住支援金

| | |
|--------|--|
| 事業概要 | 市内への移住定住の促進および事業所の人材不足の解消を目的に、一定の要件を満たした東京圏（条件不利地域を除く。）からの移住者に対して、移住支援金を支給 |
| 移住元の条件 | ○移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住または通勤している方など |
| 移住先の条件 | ○申請時において、転入から3か月以上1年以内の方 ○5年以上継続して居住する意思のある方 ○県マッチングサイトに掲載された求人に応募し就業した方など |
| 移住支援金額 | ○2人以上の世帯：100万円 ○単身世帯：60万円 |

びわ湖の素・米原 空家リフォーム補助金

| | |
|--------|--|
| 補助対象事業 | 市内事業者による100万円以上の空家リフォーム工事に係る費用の一部を補助 |
| 補助条件 | ○空家バンクを通じて、取得または賃借した空家であること。 ○リフォーム工事完了後に市外から転入して住み始めること。 ○世帯員等が、10年以上居住する見込みがあること。 ○世帯員等が、取得前の空家の所有者等の2親等以内の親族でないこと。 ※併用住宅も補助対象となります。 |
| 補助金額 | 100万円（補助率2/3） |

米原市空家地域活性化活用補助金

| | |
|---------|--|
| 補助対象事業 | 市内事業者による100万円以上の空家等の地域活性化施設への改修工事に係る費用の一部を補助 |
| 地域活性化施設 | ○地域活性化に資する観光交流施設 ○高齢者、子ども等の居場所づくりに資する施設 ○自治会等の活動拠点および多世代交流施設 ○テレワークスペース |
| 補助条件 | ○交付決定を受けた用途で、10年以上継続的に活用すること。 ○自治会等に事前説明を行い、理解を得ていること。 |
| 補助金額 | 上限100万円（補助率2/3） |

空家・空地バンクの御案内

米原市では、「まいばら空き家対策研究会」と協働で、空家・空地バンクを運営しています。空家所有者と移住希望者の御縁をつなぎ、空家活用に向けて、双方を丁寧にサポートしています。空家に関する情報発信はもちろん、家の歴史や持ち主の想い、地域の環境などを伝え、面談や自治会長への紹介などを通じて、移住者と地域のミスマッチを防ぐ取組を行っています。空家をお探しの方は、まいばら空き家対策研究会まで御相談ください。

まいばら空き家対策研究会 0749-56-1034

営業時間 平日 8:30～17:00（年末年始・お盆・GWを除く）

所在地 米原市長岡 1269（近江長岡駅より徒歩約10分）

HP <http://koisuru-akiya.com/>

恋する空き家プロジェクト

検索

